

栽培方法や 研修方法を学ぶ

大豆・じゅうねん・あずき栽培者研修会



現地で研修を行う参加者

大豆・じゅうねん・あずき栽培者研修会が七月二十三日、村公民館などで行われました。研修会には、今年度大豆、じゅうねん、あずきを栽培しているお年寄りなど約二百人が参加。水野雅光さん（大塩）の大豆栽培ほ場で現地研修を行った後、村公民館に会場を移して研修を行いました。公民館では、大楽村長が「まめで達者な村づくり4年間の歩み」と題して、これまでの事業の成果などを説明。続いて、福島県南農林事務所農業普及部の五十嵐副主査による大豆・あずきの栽培技

術指導と、鮫川村特産品開発事業組合の関根政雄組合長によるじゅうねんの栽培技術指導が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。その後、村住民福祉課の蛭田保健師による生き生き健康体操が行われ、村食生活改善推進員ひまわりの会、落合里づくり協議会・落合ひまわり会、手・まめ・館が調理を担当した昼食会も開かれました。また、研修会終了後、お楽しみ演芸会として本村ゆかりの演歌歌手さくま美華さんの歌謡コンサートも開かれ、多くの村民を魅了しました。



上…健康づくり体操を行う参加者/下…演歌歌手さくま美華さんによるふるさとコンサート



上…村食生活改善推進員ひまわりの会の皆さん/下…落合里づくり協議会・落合ひまわり会の皆さんによる手づくり料理で昼食会が開かれました。

交通死亡事故ゼロ 4000日達成

本村は、七月五日午前零時をもって交通死亡事故ゼロ四千年を達成し、七月五日、福島県交通対策協議会長（福島県知事）表彰の伝達式が村公民館で行われました。なお、この記録は、現在更新中の記録では県内トップとなりました。

式には、村内の交通安全団体関係者、来賓など約百十人が出席。交通事故犠牲者に黙とうをささげ



菅野振興局長から表彰状を受ける大楽村長



交通安全標語コンクールの表彰も行われました

たあと、県南地方交通対策協議会長の菅野幸裕県南地方振興局長から村交通対策協議会長の太楽村長に表彰状が伝達されました。大楽村長があいさつし、菅野振興局長、前田村議会議長らが祝辞を述べました。

続いて、森正紀棚倉地区交通安全協会鮫川支部長が「交通死亡事故ゼロ推進宣言」を読み上げ、交通事故の根絶に向けてまい進することを誓いました。

年金 年金制度改正の お知らせ

◆遺族厚生年金制度が見直されました。

国民年金法などの一部を改正する法律が平成十六年十月から施行されたことにより、平成十九年四月から遺族厚生年金が見直されました。

①夫に先立たれた六十五歳以上の妻に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、改正前の支給額との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとなりました。

②十八歳未満の子のいない三十歳未満の妻に対する遺族厚生年金について、若年層の雇用条件の格差縮小の動向を踏まえ、五年間の有期給付となりました。

◆離婚時の厚生年金の分割制度が導入されました。
平成十九年四月一日以後に離婚された場合、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができるようになりました。

*分割をした方
自身の厚生年金の保険料納付記録から、相手方に分割をした記録を除いたその残りの記録に基づき、年金額が計算されます。

*分割を受けた方

自身の厚生年金の保険料納付記録と相手方から分割された記録に基づき、年金額が計算されます。ただし、老齢厚生年金を受給するためには、自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則二十五年以上を満たしている必要があります。

◆老齢厚生年金の一部が変わりました。

①七十歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が四十八万円を上回る時は、老齢厚生年金の全額、または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和十二年四月一日以前生まれの方は、対象なりません。

②六十五歳から老齢厚生年金を受けられることができる方が、六十五歳からは受けとらずに六十六歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、その時から増額された老齢厚生年金を受けとることができます。

なお老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。

■問い合わせ

福島社会保険事務局白河事務所
0248・27・4165
村住民福祉課国保健康係
49・3112